

任意継続のご案内

この案内は任意継続終了まで大切に保管してください。

1. 任意継続とは
2. 保険料の納付方法について
3. よくある問い合わせ

日鉄物産健康保険組合

〒103-6025

東京都中央区日本橋二丁目7番1号

TEL 03-6772-5286

【HPはこちら⇒】



1. 任意継続とは

◆退職後の健康保険について（任意継続）

会社を退職すれば当健保組合の資格を失いますが、引き続き当健保組合に継続加入することを希望すれば最長2年間任意継続被保険者となることができます。

◆任意継続被保険者になれる人

- ①退職日までに継続して2か月以上、当健保組合に加入していること。
- ②退職日翌日から20日以内に任意継続の申込書を当健保組合に提出すること。
(期限内に到着しなかった場合は、加入できません)

◆任意継続でいられる期間

任意継続となった日（退職日翌日）から最長2年間です。

※75歳になったときは2年未満でも任意継続の資格を喪失します。

(後期高齢者医療制度の被保険者に該当します)

◆任意継続被保険者の資格を喪失するとき

1. 期間満了したとき（退職日翌日から2年を経過）
2. 死亡したとき
3. 保険料を指定された納付日までに納めないとき
4. 就職して他の健保組合などの被保険者になったとき
5. 75歳になったとき（後期高齢者医療制度の被保険者に該当）
6. 本人の申し出による時（任意脱退）

※具体的な手続き方法は「3. よくある問い合わせ」(P.7)をご確認ください。

就職や申し出等により当健保組合の資格を喪失する場合は、当健保組合まで必ずご連絡ください。

資格喪失後に当健保組合の保険証で診療を受けると、健保負担分（7割又は8割）を後日請求させていただきますのでご承知おきください。

◆保険給付等

任意継続になったあとも在職中とほぼ同じ条件で健康保険の各種制度(給付)が受けられます。

- ① 付加給付金：病院窓口での自己負担が 25,000 円を超えたとき、自己負担限度額との差額が付加給付金として支給されます。
- ② 健康診断：当健保組合が行っている 35 歳以上の健康診断・家族健診を 3,000 円の自己負担で受診できます。
- ③ 契約スポーツ施設：在職時と同じ条件で利用できます。
- ④ 傷病手当金・出産手当金：退職前から受給している傷病手当金・出産手当金は継続して支給されます(任意継続加入後、新たに手当の対象になることはできません)。

◆負担する保険料

会社が負担していた保険料を含め全額が自己負担となります。

退職時の標準報酬月額か、当健保組合全被保険者の前年 9 月の平均標準報酬月額のどちらか低い方の額に保険料率を掛けて算出された金額を納めることになります。

*現在の保険料月額は、添付資料の「標準報酬月額および保険料額表」をご参照下さい。

*平均標準報酬月額および保険料率は、翌年度以降変更されることがあります。

変更があった場合は書面および当健保組合のホームページにてお知らせいたします。

(<https://www.nittetubussan-kenpo.or.jp/>)

*ご自身の標準報酬月額・初年度の保険料は、任意継続申請後に保険証等と同封してお送りする「任意継続保険料通知書」をご確認ください。

なお、次年度分は毎年 3 月中旬に発送いたします。

$$\begin{array}{l} \text{退職時の標準報酬月額} \\ \text{または} \\ \text{当健保組合全体の平均標準報酬月額} \\ \text{どちらか低い方} \end{array} \times \text{保険料率}$$

2. 保険料の納付方法について

資格取得申請書で選択された納付方法は2年間継続されます。

◆自動引き落とし（毎月）

毎月指定口座から自動引き落としで納付する方法（手数料220円はご本人負担）

- ① 「預金口座振替依頼書」の表紙を除く上2枚を期日までに当健保組合までご郵送ください（最後の1枚は本人控えですので、ご自身で保管ください）。
- ② 加入月から2ヶ月間はご自身で納付してください。
納付期限は毎月10日（土休日の場合には翌営業日）です。
- ③ 3ヶ月目以降はご指定の口座より自動引き落としとなります。
保険料引き落としは毎月6日（土休日の場合は翌営業日）ですので、残高不足が無いよう、期日までにご確認ください。

注： 捺印不明瞭など書類の不備や「口座振替依頼書」が期日までに提出の無い場合は、自動引き落とし開始月が遅れますのでご注意ください。

加入月～2ヵ月目 ご自身で納付	3ヵ月目以降 自動引き落とし
納付期限 毎月10日	引き落とし日 毎月6日

<「預金口座振替依頼書」の記入について>

- * 記入例を参照のうえ、太枠内に記入してください。
- * 印鑑は、必ず銀行届出印を鮮明に捺印願います。
- * ご記入後、上の2枚（表紙を除く）を当健保組合にご提出ください。
最終ページは本人控えですので、切り離して保管をお願い致します。

<就職や申し出により当健保組合の資格を喪失する場合>

毎月自動的に保険料の引落しがありますので、お早めに当健保組合までご連絡ください。

◆前納（半期）

保 険 料： 前納期間の保険料額を年4%の利率で複利現価法で割り引いた金額

納付期間： 半期毎（4～9月、10～3月）

納付期限： 前納開始月の前月末日（3月末、9月末）土休日の場合は翌営業日

※ 納付期限を過ぎての前納はできません

4月～9月	10月～翌3月
納付期限 3月末	納付期限 9月末

* 初回の前納期間は2ヶ月目からとなります。（ ）は納付期限です。

加入月分は原則当月10日までに納付ください。

加入月 (原則10日まで)	初回前納期間 (加入月の末日まで)	次期前納期間 (前納開始月の前月末日まで)
4月	5月～9月 (4月末日)	10月～3月
5月	6月～9月 (5月末日)	10月～3月
6月	7月～9月 (6月末日)	10月～3月 (9月末日)
7月	8月～9月 (7月末日)	10月～3月
8月	9月分 (8月末日)	10月～3月
9月	10月～3月 (9月末日)	4月～9月 ^(※1)
10月	11月～3月 (10月末日)	4月～9月 ^(※1)
11月	12月～3月 (11月末日)	4月～9月 ^(※1)
12月	1月～3月 (12月末日)	4月～9月 ^(※1)
1月	2月～3月 (1月末日)	4月～9月 ^(※1)
2月	3月分 (2月末日)	4月～9月 ^(※1)
3月 ^(※2)	4月～9月 ^(※2) (3月末日)	10月～3月 ^(※1) (9月末日)

※1 次年度の納付書は毎年3月中旬頃発送します。

※2 3月加入の方は加入月の納付書のみをお送りします。

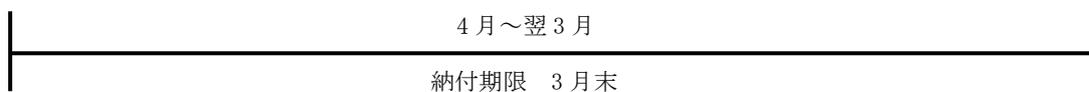
◆前納（通年）

保 険 料： 前納期間の保険料額を年4%の利率で複利現価法で割り引いた金額

納付期間： 年度毎（4～翌3月）

納付期限： 前納開始月の前月末日（3月末）土休日の場合は翌営業日

※ 納付期限を過ぎての前納はできません



*初年度の前納期間は2ヶ月目からとなります。（ ）は納付期限です。

加入月分は原則当月10日までに納付ください。

加入月 (原則10日まで)	前納期間 (加入月の末日まで)	
4月	5月～3月	(4月末日)
5月	6月～3月	(5月末日)
6月	7月～3月	(6月末日)
7月	8月～3月	(7月末日)
8月	9月～3月	(8月末日)
9月	10月～3月	(9月末日)
10月	11月～3月	(10月末日)
11月	12月～3月	(11月末日)
12月	1月～3月	(12月末日)
1月	2月～3月	(1月末日)
2月	3月分	(2月末日)
3月 <small>(※2)</small>	4月～3月	(3月末日) <small>(※1)</small>

※1 次年度の納付書は毎年3月中旬頃発送します。

※2 3月加入の方は加入月の納付書のみをお送りします。

3. よくあるお問い合わせ

◆任意継続の保険料は翌年変わりますか

保険料月額とは退職時の標準報酬月額か、当健保組合の全被保険者の平均標準報酬月額のどちらか低い方の額に保険料率を掛けて算定された金額です。

この平均標準報酬月額が変更になった時、または保険料率に変更になった時に保険料月額が変更となります。

詳細は「1. 任意継続とは」の「負担する保険料」(P.3)をご参照ください。

◆保険料の納付には送られてきた納付書を使用しなければなりませんか

金融機関窓口、ATM、インターネットバンキング等、ご都合の良い方法で納付して下さい。

* ATMをご利用の場合は、事前にお振込み上限額をお確かめください。

◆保険料払込証明書の発送はいつですか

任意継続保険料の払込証明書は毎年1月中旬頃発送します。

確定申告等の社会保険料控除申告にご利用下さい。

* 確定申告書の提出期間は毎年2月中旬～3月中旬頃です。

◆確定申告に使う医療費通知の発送はいつですか

当健保組合では令和2年度より医療費通知等をWeb化しています。

ログインに必要なIDやパスワードがご不明の場合は、当健保組合までお問い合わせください。

また、会社のメールアドレスを登録されている方は、ご退職前に変更願います。

詳細は当健保組合HPの「医療費のお知らせ」をご参照ください

医療費通知等のWeb化について ⇒



◆次年度の保険料納付書の発送はいつですか

保険料納付書は年度ごとにお送りします。

次年度の保険料納付書は毎年3月中旬頃発送します。

◆健康診断の申し込みについて教えてください

毎年4月中旬頃にウェルネス・コミュニケーションズ㈱より案内を発送しますので、内容をご確認ください。

年度途中で任意継続された場合は、任意継続になった翌月末頃に発送します。

ただし、毎年11～翌年3月に任意継続された方は翌年度からのご案内となります。

◆引っ越しをしましたが必要な手続きはありますか

住所が変わったら速やかに当健保組合までご連絡ください。

保険料払込証明書や、次年度の保険料納付書、健康診断の案内等、大切な書類を郵送する際に必要となります。

◆任意継続の脱退手続きを教えてください

1. 期間満了（退職日翌日から2年を経過）したとき

当健保組合への手続きは不要です。

期間満了の1週間前頃に当健保組合より「資格喪失証明書」発送します。

2. 死亡したとき

当健保組合にご連絡ください。

3. 保険料を指定された納付日までに納めないとき

特段の事情がない限り、健康保険法により強制的に資格喪失となります。

当健保組合より「資格喪失証明書」を発送します。

4. 就職して、他の健保組合などの被保険者になったとき

「任意継続被保険者 資格喪失申請書」と、新しく加入した保険証のコピーを当健保組合へご提出ください。

前納等により、当健保組合に納付された資格喪失以降の未経過期間分に係る保険料は、ご請求により還付します。

ご就職先での健康保険料は就職した月から発生しますが、任意継続の加入と脱退が同月の場合、健康保険法によりその月の保険料の還付はできません。

5. 75歳になったとき（後期高齢者医療制度の被保険者に該当）

事前に当健保組合より「後期高齢者該当に伴う健保資格喪失通知書」を発送しますので「任意継続被保険者 資格喪失申請書」を当健保組合へご提出ください。
被扶養者（ご家族）が75歳になる場合は「被扶養者（異動）届」をご提出ください。

6. 任意脱退

「任意継続被保険者 資格喪失申請書」を当健保組合へご提出ください。
任意による脱退の資格喪失日は、申し出日（書類到着日）の翌月1日です。
なお、納付された資格喪失以降の未経過分に係る保険料は、ご請求により還付します。

いずれの場合も、資格喪失後は速やかに当健保組合の保険証（高齢受給者証、限度額認定証を含む）をご返却ください。なお、ご返却の際は公印(朱印)部分に切り込みを入れてください。

添付資料

健康保険・介護保険 標準報酬額および保険料額表

令和7年3月現在

(単位:円)

等級	標準報酬		報酬月額		健康保険			介護保険		
	月額	日額	以上	未満	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
1	58,000	1,930	~	63,000	2,320	2,900	5,220	522	522	1,044
2	68,000	2,270	63,000	~ 73,000	2,720	3,400	6,120	612	612	1,224
3	78,000	2,600	73,000	~ 83,000	3,120	3,900	7,020	702	702	1,404
4	88,000	2,930	83,000	~ 93,000	3,520	4,400	7,920	792	792	1,584
5	98,000	3,270	93,000	~ 101,000	3,920	4,900	8,820	882	882	1,764
6	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	4,160	5,200	9,360	936	936	1,872
7	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	4,400	5,500	9,900	990	990	1,980
8	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	4,720	5,900	10,620	1,062	1,062	2,124
9	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	5,040	6,300	11,340	1,134	1,134	2,268
10	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	5,360	6,700	12,060	1,206	1,206	2,412
11	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	5,680	7,100	12,780	1,278	1,278	2,556
12	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	6,000	7,500	13,500	1,350	1,350	2,700
13	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	6,400	8,000	14,400	1,440	1,440	2,880
14	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	6,800	8,500	15,300	1,530	1,530	3,060
15	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	7,200	9,000	16,200	1,620	1,620	3,240
16	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	7,600	9,500	17,100	1,710	1,710	3,420
17	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	8,000	10,000	18,000	1,800	1,800	3,600
18	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	8,800	11,000	19,800	1,980	1,980	3,960
19	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	9,600	12,000	21,600	2,160	2,160	4,320
20	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	10,400	13,000	23,400	2,340	2,340	4,680
21	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	11,200	14,000	25,200	2,520	2,520	5,040
22	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	12,000	15,000	27,000	2,700	2,700	5,400
23	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	12,800	16,000	28,800	2,880	2,880	5,760
24	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	13,600	17,000	30,600	3,060	3,060	6,120
25	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	14,400	18,000	32,400	3,240	3,240	6,480
26	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	15,200	19,000	34,200	3,420	3,420	6,840
27	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	16,400	20,500	36,900	3,690	3,690	7,380
28	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	17,600	22,000	39,600	3,960	3,960	7,920
29	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	18,800	23,500	42,300	4,230	4,230	8,460
30	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	20,000	25,000	45,000	4,500	4,500	9,000
31	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	21,200	26,500	47,700	4,770	4,770	9,540
32	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	22,400	28,000	50,400	5,040	5,040	10,080
33	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	23,600	29,500	53,100	5,310	5,310	10,620
34	620,000	20,670	605,000	~ 635,000	24,800	31,000	55,800	5,580	5,580	11,160
35	650,000	21,670	635,000	~ 665,000	26,000	32,500	58,500	5,850	5,850	11,700
36	680,000	22,670	665,000	~ 695,000	27,200	34,000	61,200	6,120	6,120	12,240
37	710,000	23,670	695,000	~ 725,000	28,400	35,500	63,900	6,390	6,390	12,780
38	740,000	24,670	725,000	~ 755,000	29,600	37,000	66,600	6,660	6,660	13,320
39	770,000	25,670	755,000	~ 785,000	30,800	38,500	69,300	6,930	6,930	13,860
40	800,000	26,670	785,000	~ 815,000	32,000	40,000	72,000	7,200	7,200	14,400
41	830,000	27,670	815,000	~ 845,000	33,200	41,500	74,700	7,470	7,470	14,940
42	930,000	31,000	905,000	~ 955,000	37,200	46,500	83,700	8,370	8,370	16,740
43	980,000	32,670	955,000	~ 1,005,000	39,200	49,000	88,200	8,820	8,820	17,640
44	1,030,000	34,330	1,005,000	~ 1,055,000	41,200	51,500	92,700	9,270	9,270	18,540
45	1,090,000	36,330	1,055,000	~ 1,115,000	43,600	54,500	98,100	9,810	9,810	19,620
46	1,150,000	38,330	1,115,000	~ 1,175,000	46,000	57,500	103,500	10,350	10,350	20,700
47	1,210,000	40,330	1,175,000	~ 1,235,000	48,400	60,500	108,900	10,890	10,890	21,780
48	1,270,000	42,330	1,235,000	~ 1,295,000	50,800	63,500	114,300	11,430	11,430	22,860
49	1,330,000	44,330	1,295,000	~ 1,355,000	53,200	66,500	119,700	11,970	11,970	23,940
50	1,390,000	46,330	1,355,000円以上		55,600	69,500	125,100	12,510	12,510	25,020

<当健保組合全体の平均標準報酬月額:29等級>
 ご自身の標準報酬月額は、給与明細にある健康保険料額が、「被保険者」欄(緑色)のどこにあたるかで確認できます。
 ご自身の標準報酬月額が29等級(470,000円)以上の方は、こちらになります。(P3.「負担する保険料」)

退職後は事業主負担がなくなることから、「合計」欄(ピンク色)の金額が任意継続保険料月額です。
 また、40歳以上~65歳未満の方は介護保険料の「合計」欄(黄色)を加算した金額を納付します。

保険料率 健康保険 90/1000 (被保険者: 40/1000 事業主: 50/1000)

うち一般保険料88.58/1000(基本 45.184/1000, 特定 43.396/1000), 調整保険料率 1.42/1000

介護保険 18.0/1000 (被保険者: 9.0/1000 事業主: 9.0/1000)